

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会會議錄第十七号

(二四)

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)
午前十一時二十五分開会

本日の会議に付した事件

○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(谷口彌三郎君) これより委員会を開会いたします。医療法の一部を改正する法律案につきまして、前回政府からいろいろと御説明を頂いたのでございまして、本日すでに多数の質疑応答もございましたが、尚その他に御質疑がありますればお願いいたします。

○中平常太郎君 この第五條の外、外部で診療する者に対する規定であります。が、それとそれの住所をもつて診療所又は助産所とみなす。ということになつておりますが、そうするとその看板は掛けておらないけれども、主務官は政府の方です。で認めてくれておるといふ一つの特権を認めて、その設備のない不潔な所で診療を密かにやられるような悪徳の者ができる虞れがあると思われませんか。法の制裁が極めて明確でないように思われるので、この点をどういふふうな制裁をこれに與えるかということについて、簡単に説明をお願いいたします。

○政府委員(久下勝次君) 実はこの規定を設けております趣旨は、この種のもの法の監に隠れて不正なことをいたさないようにという趣旨で、むしろ積極的に取締をいたそうという趣旨でございます。

第九部 参議院厚生委員会會議錄第十七号 昭和二十四年四月二十七日

でこの規定は設けられておるのでございます。従つてそういうことをやつて以上は、必ず届出をしなければならぬといふことにもなつております。又新たに第二項を附加して頂くことによりまして、そういうような疑いがありますものには、診療録その他の提出を命じたり、その他患者の治療に関する報告を要求したりいたしまして、その資料に基いて取締をするようにいたしたいと思つております。若しも御指摘のようなふうな自宅では診療をしないと言つておりながら、その事実があることが明らかに相成りますれば、他の規定に基きまして、正式の診療所としての手續をいたさなければならぬとよりまして、取締の目的を達するようになつたと思つております。

○重藤隆雄君 この改正法案を前回以來熱心に質疑應答されておられますので、大体質疑も終了したかと存じます。それから、質疑はこれを以て終了されまして、討論省長直ちに採決に入られたいという動議を提出いたします。

○理事(谷口彌三郎君) 只今重藤委員の御動議のように、質疑はすでにもう大体済んでおりますので、討論を省長直ちに採決に入りたいの採決をいたしたいという御動議でございますが、御異議ございませんか。

○理事(谷口彌三郎君) 別々御異議ないものと認めて直ちに採決に入ります。本案に對しまして御異議のない方は御起立をお願いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 別々御異議ないものと認めて直ちに採決に入ります。本案に對しまして御異議のない方は御起立をお願いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 別々御異議ないものと認めて直ちに採決に入ります。本案に對しまして御異議のない方は御起立をお願いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 別々御異議ないものと認めて直ちに採決に入ります。本案に對しまして御異議のない方は御起立をお願いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 別々御異議ないものと認めて直ちに採決に入ります。本案に對しまして御異議のない方は御起立をお願いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 全員賛成、本案はこれを以て可決いたしました。

○理事(谷口彌三郎君) 次に医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○重藤隆雄君 本改正法律案も先回から熱心に質疑應答を重ねまして、大体質問も終結いたしましたと存じます。これを以て質問を終結されまして、討論を省長直ちに採決に入られたいという動議を提出いたします。

○理事(谷口彌三郎君) 只今の重藤委員の御動議に對して御異議ございませんか。

○理事(谷口彌三郎君) 御異議ないものと認めます。それでは早速本案全部につきまして採決をいたします。どうぞ賛成の方は御起立をお願いします。

○理事(谷口彌三郎君) 全員賛成であります。本案もこれによりまして全部可決確定いたしました。

○理事(谷口彌三郎君) 向本會議におけるところの委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますから、これは委員長において同案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することを御承認願うことに御異議ございませんか。

○理事(谷口彌三郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七

十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案を可とされた方々は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

中平常太郎 草葉 藤園
小杉 イ子 堀井 伊介
今泉 政喜 中山 壽彦
井上なつあ

○理事(谷口彌三郎君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはなれに散会いたします。

午前十一時三十三分散会

出席者は左の通り

理事

委員

政府委員
厚生政務次官 淺岡 信夫君
厚生事務官 久下 勝次君
(医務局長)

谷口彌三郎君
今泉 政喜君
堀井 伊介君
中平常太郎君
草葉 藤園君
中山 壽彦君
井上なつあ君
小杉 イ子君

昭和二十四年五月十六日印刷

昭和二十四年五月十七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局